

政令第 号

都市計画法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「含む都市計画区域」の下に「（指定都市の区域の一部を含む都市計画区域にあつては、その区域内の人口が五十万未満であるものを除く。）」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

指定都市の区域の一部を含む都市計画区域であって、その区域内の人口が五十万未満であるものについて、区域区分を定めなくてもよいこととする必要があるからである。